

参加に関する取組(第28条～31条)

条文の意図(第28条 多様な参加の機会の整備等)

- ・市民が自治を進めるためには、参加の機会が保障されなければならない。
- ・多様な参加の機会が、参加を求める事案の内容、性質等に応じて確実に市民に保障されるような整備、体系化を図る。

相互に関係

情報共有に関する取組(第23条)

- ・情報提供制度は、市民との情報共有をめざすための重要な制度
- ・市民との情報共有の観点から、情報を受ける側の市民の状況を考慮し、広範な市民が主体的にまちづくりに参加し、協働することができるよう制度構築を考える必要がある

制度・仕組みの構築と運営状況について

第29条(審議会等の市民委員の公募)

- 条文の背景** 市民が市政に対して参加する機会の保障として、審議会等の所掌、設置目的等を考慮の上で審議会等の委員に市民委員を含まれるものとする事と、その選考に当たっては、一般の公募を原則とすることを定める。
- 制度化** 附属機関等の設置等に関する要綱及び川崎市附属機関等の委員公募実施指針(平成9年)において、附属機関等の委員選任の際の公募委員の選任について規定。

●運営状況

公募委員を含む審議会等の数

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
62(29.5%)	73(31.3%)	75(30.9%)	69(24.3%)	70(27.9%)	70(26.0%)

第30条(パブリックコメント手続)

- 条文の背景** これからの自治にとって、具体の重要事案について、市民の参加する権利及び意見を表明し、提案する権利を保障し、また、市の応答責任を果たすため制度化し、そのあり方を規定。
- 制度化** パブリックコメント手続条例の施行(平成19年4月)
- 運営状況** 市政だよりへの掲載、職員研修会の実施、チラシ・ポスターの配布など、パブリックコメント手続制度の周知・広報

第31条(住民投票制度)

- 条文の背景** 住民投票制度は、地方自治の基本である間接民主制を補完し、重要な政策の決定や実施にかかわる議論を活性化する仕組みであり、この制度を通じて住民の市政参加を促進し、より安定性の高い政策の決定や実施につなげていくことができる(川崎市住民投票条例逐条解説書より)。
- 制度化** 住民投票条例の施行(平成21年4月) ※実施実績はなし

その他多様な参加の機会の整備

市長への手紙、かわさき市民アンケート、タウンミーティング、出前説明会、ワークショップ等の実施や区民会議の設置

参加の拡大へ向けた課題(平成24年第2回かわさき市民アンケートの結果より)

●参加しない層・したくない層の高さ

【設問5-4 市政参加の方法】
「参加したいと思わない」の項目別割合(一部)
パブリックコメント手続への意見提出(41.6%)、タウンミーティングなどへの参加(50.7%)、ワークショップなどへの参加(55.1%)

●参加に対するハードルの高さ

【設問5-5 市政に参加したくない理由】の内訳
時間がないから(53.7%)、参加すること自体が面倒だから(21.9%)、参加するための仕組みがわからないから(21.7%)

検討過程に応じた参加の実践事例

●川崎市自治基本条例の検討過程における参加の事例 (平成16年12月制定 平成17年 4月施行)

○検討委員会への参加

- ・平成15年10月 検討委員会発足(学識委員4人、公募市民30人)
- ・平成16年 4月 検討委員会主催の市民討議会(中間報告会) 参加者約130名(市内2会場)
7月 検討委員会主催の報告書(案)市民討議会 参加者127名
※ポスターセッションやアンケート、インターネットを通じ約420件の意見

○市の説明会等への参加

- ・平成16年9月・10月 市主催の条例素案に関するタウンミーティング(7区で開催) 参加者延べ2310名、136項目の質問
条例素案に対する市民意見募集 17通144項目

●鷺沼プール跡地広場整備における参加の事例

○広場検討委員会への参加

- ・平成15年 9月 検討委員会設置(町内会など各種団体から推薦委員21人、公募市民26人)
- ・平成15年10月 検討委員会の中に運営会議を設置(委員12人)

○ワークショップへの参加

- ・検討委員会としてワークショップを開催 参加者 15年度 125名、16年度 49名

○意向調査等による参加

- ・区民祭等でのアンケート調査(回答数543件)、周辺公園でのヒアリング(127人)、子育て中の母親への調査(ヒアリング20名、アンケート回答47件)
- ・老人会ヒアリング、子ども会ワークショップ、周辺公園の利用実態調査、公園等の視察など

他自治体での取組事例

市民討議(無作為抽出)

- 総合計画づくりや自治基本条例の策定時における無作為抽出による市民意見の聴取の事例(新宿区、杉並区)
- 施設更新や、条例の運用状況に関しての市民意見の聴取(杉並区、札幌市)

参加の仕組みの体系化

- パブリックインボルブメント(P I) (※)の考え方に基づく参加の仕組みの体系的な実施(熊本市)
※熊本市では、P Iを「施策の立案や事業の計画を立てる際に市民に情報を提供した上で、価値観を見極め、調整しながら、柔軟に政策立案を進める、参画の理念・プロセス」と定義。
- 参加に係るイベント及び実施・スケジュールの一覧化(札幌市)